

参議院議員選挙制度に関する公職選挙法改正法の概要

第1 参議院選挙区選挙における較差の縮小

参議院選挙区選出議員の定数を148人（現行146人）とした上で、埼玉県選挙区の改選定数を4人（現行3人）とする。

※ 最大較差は福井県と宮城県の間で2.985倍に縮小（平成27年国勢調査日本国民人口）

第2 参議院比例代表選挙における定数の増加と特定枠制度の導入

1 定数の増加

参議院比例代表選出議員の定数を100人（現行96人）とする。

2 特定枠制度の導入

参議院比例代表選挙について、候補者の顔の見える、国民が当選者を決定する選挙とする観点から導入された非拘束名簿式を基本的に維持しつつ、全国的な支持基盤を有するとは言いえないが国政上有為な人材あるいは民意を媒介する政党がその役割を果たす上で必要な人材が当選しやすくなるよう、次のような特定枠制度を導入する。

○優先的に当選人となるべき候補者の区分記載

政党その他の政治団体（政党等）は、候補者とする者のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位をその他の候補者とする者の氏名と区分して名簿に記載することができる（特定枠）。

【名簿のイメージ】

候補者A
候補者B
:

優先的に当選人となるべき候補者
第1位 候補者X
第2位 候補者Y
:

○特定枠に記載されている候補者の有効投票

特定枠に記載されている候補者の有効投票は、政党等の有効投票とみなす。

○特定枠に記載されている候補者の選挙運動

特定枠に記載されている候補者には、参議院名簿登載者個人としての選挙運動（選挙事務所、自動車、ビラ、ポスター、個人演説会等）を認めない。

○投票所の掲示

特定枠の候補者の氏名及び順位は、特定枠以外の候補者と区分して、特定枠以外の候補者の次に掲載する。

○候補者間における当選順位

特定枠の候補者があるときは、

- ・ 特定枠に記載されている候補者を上位とし（名簿記載の順位のとおり当選人とする）、
- ・ その他の名簿登載者についてその得票数の最も多い者から順次に定める。

【当選順位のイメージ】（特定枠 χ 人）

第1位 候補者X
第2位 候補者Y
:

特定枠記載者を名簿記載の順位のとおり当選人とする

第 $\chi+1$ 位 候補者B
第 $\chi+2$ 位 候補者A
:

特定枠以外の者について得票数の最も多い順

※ 公布後3月を経過した日（平成30年10月25日）から施行し、施行日以後に期日が公示される参議院議員の通常選挙については改正後の公職選挙法を適用